

～ 循環型社会形成へ向けて～

焼却ごみの減量・資源の有効利用

プラ容器包装の 分け方・出し方




このマーク
が目印だよ

**プラスチック製
容器包装**

下野市

プラスチック製容器包装は

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の包装物で、その商品を使ったり取り出したあと不要になるものです。（プラマーク）このマークが目印です。

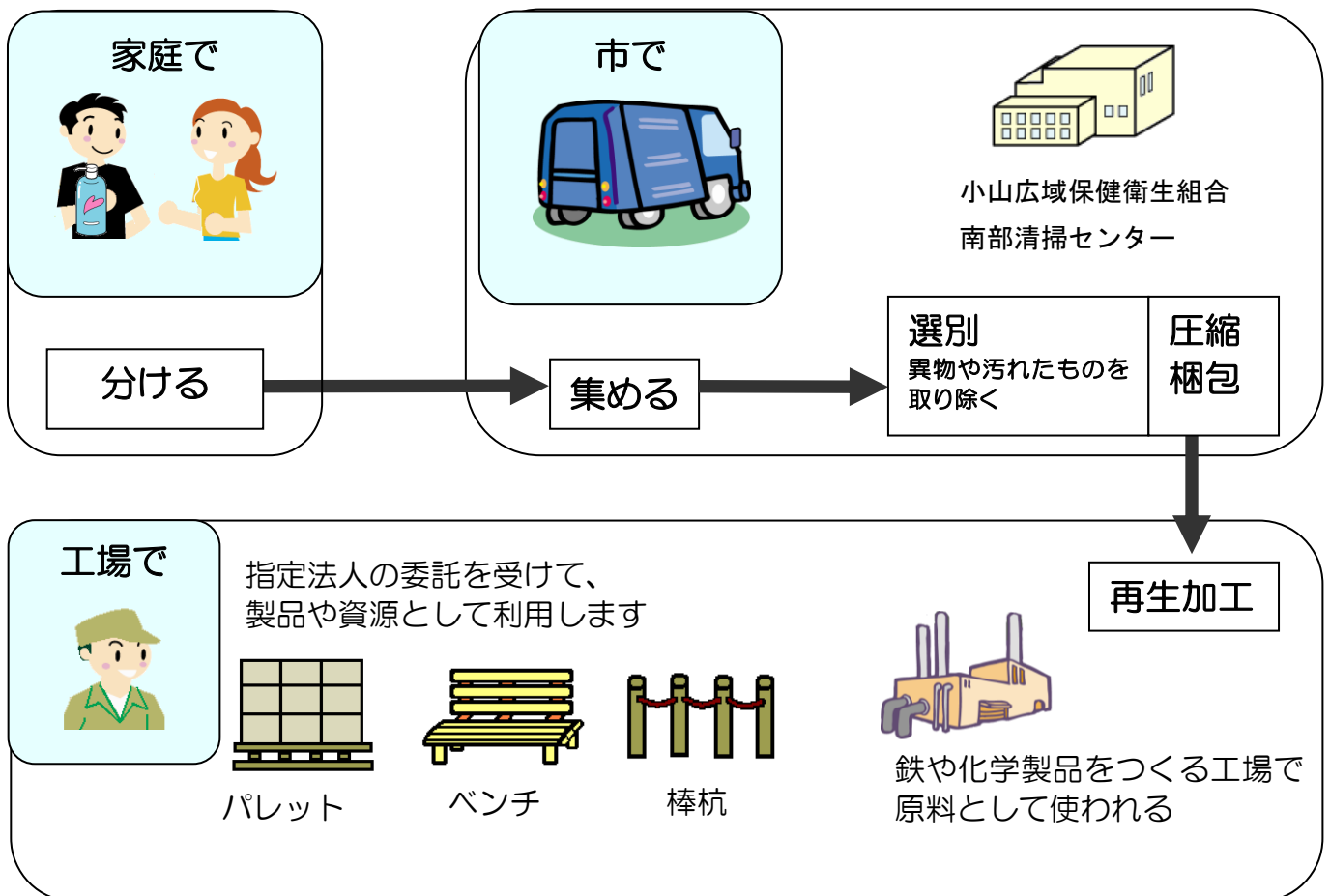
プラ容器包装は「容器包装リサイクル法」に基づいてリサイクルしています。

この法律では、容器や包装材を製造したり利用している事業者がリサイクル費用を負担する仕組みになっているため、プラ容器包装だけを分別する必要があります。プラ容器包装以外のプラスチックについては、この法律の対象外であり、こうした費用の負担やリサイクルの仕組みがないため分別収集の対象外となります。

なぜ分別収集するの？ 目的は？

- 「資源」として循環的利用（リサイクル）していくことで、限りある資源の有効利用とごみの減量につながり最終処分（埋め立て処分）量の減量と環境保護を図ります。

分別からリサイクルまでは？（プラスチック製容器包装）



※特定事業者とは容器包装を利用又は製造等する事業者のことです。再商品化の義務があります。

分別の対象となるもの

プラスチック製容器包装



プラスチック製容器包装
識別マーク

このマーク
が目印！

プラスチック製容器包装には、
このマークの表示が義務づけ
られています。

(資源有効利用促進法)

※識別表示義務はありませんが
「無地のレジ袋」「スーパーなどにある
ロール状連続袋」「果物などのネット」
も対象です。

●袋類



おかしや食品など
の袋、レジ袋など

●カップ・パック類



カップめん、卵、
果物、野菜、弁当
などの容器

●ふた類



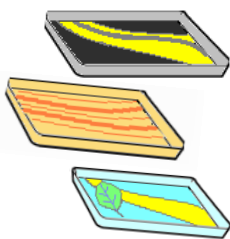
ペットボトル、
びんなどのふた

●ボトル類



シャンプーや洗剤
などのボトル(ふた
は外してください)

●トレイ類



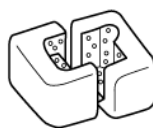
生鮮食品、総菜な
どの容器

●フィルム・ラップ類



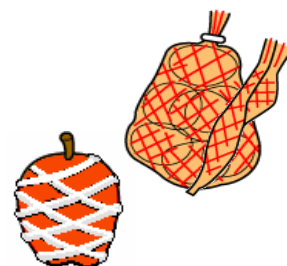
ペットボトルの
フィルムなど

●発泡スチロール製 の緩衝材類



食品の容器や
製品の緩衝材
など

●ネット類



くだものや野菜な
どを包んだネット

プラスチック製容器包装の対象外

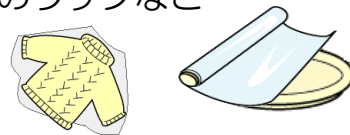
■商品そのもの ⇒ 焼却ごみ

おもちゃ、CD及びケース、バケツ、ストロー、ハンガー、ポリタンクなど



■商品以外を包んだもの ⇒ 焼却ごみ

クリーニングの袋、家庭で使った市販品のラップなど



■汚れが落としにくいもの ⇒ 焼却ごみ

歯磨きやマヨネーズのチューブ、食用油やソースの容器など



■ペットボトル ⇒ 資源物

これまでどおり、ペットボトルだけをまとめて透明か半透明の袋で出してください。



※汚れや油分のべとつきが取れば対象です。

汚れていたらどうすればいいの？

- お菓子の袋などは、広げて食べかすを落とせば洗う必要はありません。
- 納豆のパック、カップラーメンの容器などは、中を軽くすすいで出してください。



- マヨネーズのチューブ、ソースの容器などは、

油分等がついていて汚れが落としにくいいため、焼却ごみです。

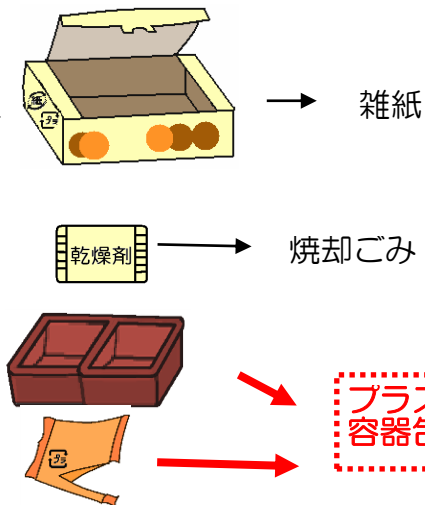
ただし、汚れや油分のべとつきが取れば対象になります。



具体的な識別マークの見方

〔お菓子の容器包装〕 外箱や内袋に表示されています

表示例



〔ペットボトル〕 ラベルに表示されています

表示例



ごみステーションへの出し方

ごみステーションへは、汚れのあるものを除いてポリ袋で出してください。

プラスチック製容器包装

ボトル・チューブのふた、シャンプーのノズルなどは外して出す



風の強い日はネットをかぶせるなど、飛ばされないようにする。



ごみ袋は二重にしない!

③透明か半透明のポリ袋に入れる



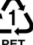

- ① 中身を完全に使い切り
- ② 汚れがあれば軽くすすぐかふき取る

ご質問にお答えします

Q1 なぜ、プラスチックの商品は分別収集の対象にならないの？

A1 容器包装リサイクル法は、家庭から排出される「容器包装廃棄物」を「資源」へよみがえらせるためにできた法律で、容器・包装のみを対象としています。下野市では、この法律に基づいて、容器包装のみ分別収集を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q2 プラスチック製品に        のマークを見かけることがありますが、分別するときの目安になるの？

A2 これらのマークは、米国プラスチック工業協会（SPI）が開発したプラスチックの材質を表示したものです。日本における  は、清涼飲料・しょうゆ・酒類・特定調味料の PET 材質のボトルに表示が義務付けられているペットボトルの識別マークです。なお、プラスチック製容器包装は、あくまでも  マークを目印としてください。

Q3 ペットボトルはなぜ別に出さなければならないの？

A3 ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルのルートが違うため、ごみステーションへはそれぞれ別に出してください。

Q4 トレイのラップと家庭で残り物を包んでいたラップは、分別収集の対象になるの？

A4 トレイのラップは、商品を包んでいた容器包装のため分別の対象になりますが、家庭で残り物を包んでいたラップは、商品を包んでいたものではないため、焼却ごみとして出してください。

Q5 生鮮食品のラップ等についている紙のシールは、はがさなくてはならないの？

A5 少量の紙のシールが混じっていてもリサイクルはできますので、はがしづらいものについては、シールが付いたままプラスチック製容器包装として出してください。

Q6 家電製品などを梱包していた、大きな発泡スチロール製の緩衝材の出し方は？

A6 ポリ袋に入るよう、大きなものはつぶしたり切ったりして出してください。

Q7 ボトルやチューブのふた、シャンプーのノズルは、なぜはずさなければならないの？

A7 収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で選別・圧縮・梱包処理しますが、ふたやノズルが付いていると圧縮が出来ないためです。

お問い合わせ先 下野市役所環境課 電話 32-8898